

本稿は、「安保破棄」2019年4月号（発行：安保破棄中央実行委員会）に掲載された原稿をもとに加筆修正したものです。

自治体への自衛官募集「協力」強要を許さない 戦争に動員させる安倍改憲とのたたかい

自治労連中央執行委員 小泉 治

はじめに

安倍政権による憲法無視、民主主義破壊の暴走がますます加速しています。そのいっぽうで、安倍首相が固執する憲法改悪については、18年秋の臨時国会では、実質的に一度も憲法審査会を開催させず、19年の通常国会でも具体的な改憲議論を許していません。

これは、「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名（3000万人署名）」などの国民的な運動と、「戦争法廃止」の一点での市民と野党の共同のたたかいによって、安倍9条改憲を許さない国民世論が広がって、自民党などの改憲勢力がねらうスケジュールを大きく狂わせています。

自衛官募集への「協力」に 安倍政権からの自治体への圧力

こうしたなか、今年2月10日の自民党大会で安倍首相は、「（自衛隊の）新規隊員募集に対して都道府県（※注1）の6割以上が協力を拒否している悲しい実態がある」「この状況を変えようではありませんか。憲法にしっかり自衛隊を明記して、違憲論争に終止符を

打とうではありませんか」などと述べました。

実際に、こうした動きを先取りする形で、京都市では、従来の住民基本台帳の閲覧だけの協力からさらにふみ出し、18歳と22歳になる市民約2万8千人分の個人情報宛名シールに印刷して、自衛隊に提供するとしていました。これに対して市民が立ち上がり、市の個人情報保護条例を示して、当事者や家族が利用停止請求を求める市民運動に発展。市に「入隊の意思がなければ、宛名シールから外す」と答弁させました。さらに「市民に不安の声もある」として19年1月中に提供するとしていた個人情報の提供を延期させてきましたが、4月8日、市は26,600人あまりの宛名シールを自衛隊京都地方協力本部に提供しています。このように、住民がまったく知らないうちに、地方自治体が勝手に個人情報を自衛隊に提供している事例が特殊なことではないという実態が明らかになってきています。

自衛隊法97条では、市区町村が自衛官の「募集に関する事務の一部を行う」としており、同じく120条で市区町村に「資料の提出

を求めることができる」としています。しかし、これに応じるかどうかは地方自治にもとづいて自治体が自ら判断することであり、自治体に応じる義務に関する規定はどこにもありません。これは、新潟や高知などで自衛隊が個人情報提供を要求していたことが批判され、中谷防衛相(当時)が国会で謝罪した2014年度の事例からもわかるとおり、防衛省も認めていることです。自治体が住民の個人情報提供に慎重になるのは、個人情報保護の観点から当然のことであり、政府に非難されるようなことではありません。

また「6割以上の自治体が拒否」という首相の発言自体も、事実と全く反しています。2017年度の防衛省の調査によれば、全1741市区町村のうち、「適齢者名簿を作成し、自衛隊に提出している」とした自治体は36%、「適齢者名簿を作成し、自衛隊に閲覧・書き写しを認めている」自治体も34%もあります。さらに、適齢者ではないものの、住民基本台帳

の閲覧・書き写しを自衛隊に認めている自治体も20%あり、「全く事務を実施していない」と答えたのは、わずか0.3%です(※注2)。

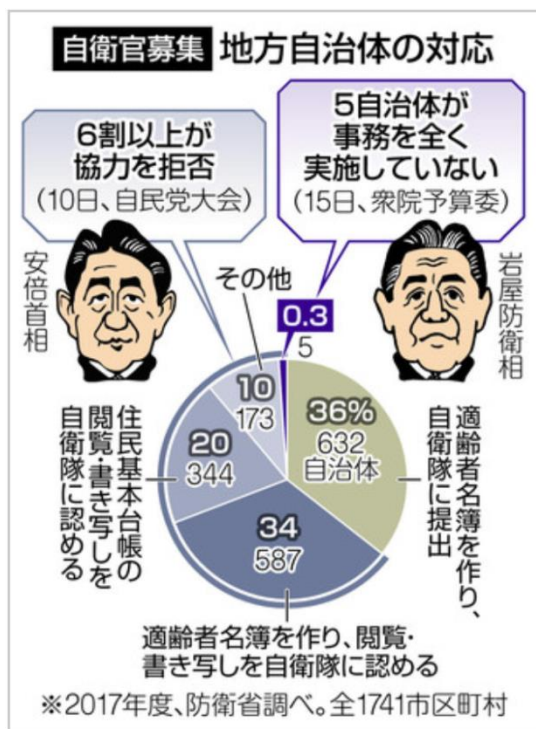
これらの事実があるにもかかわらず、安倍首相は、地方自治体を非難したばかりか、自民党国会議員に「自衛官募集に対する地方公共団体の協力に関するお願い」と称する文書を発して、上記の施行令を根拠に、選挙区内の自治体に「募集対象情報の紙媒体又は電子媒体での提出」を求める“圧力”をかけています。

安倍改憲のねらいは 若者を戦場に駆り出す国づくり

安倍改憲の動きとあわせて自衛官募集の自治体への圧力を強めている背景にあるのは、自衛隊への応募者数の減少と防衛大学卒業者の任官辞退率の増加です(※注3)。任期制隊員(自衛官候補生)の採用数は、2017年度まで4年連続で目標数に届いていません。いま自衛隊の末端の「士」階級では定員に3割近くも足りていない状況となっています。(※注4)これは、安保法制=戦争法によって、専守防衛から海外で戦争する「軍隊」としての自衛隊への変質に対する不安が強まった時期と重なります。

自衛隊の募集・採用の減少傾向に危機感を覚えた政府と防衛省は、18年10月に自衛官候補生や一般曹候補生の採用年齢の引き上げや、予備自衛官の年齢上限の引き上げなどを行っています。さらに、地方自治体に対して募集の「協力」への圧力をかけ、自衛隊員の確保に躍起になっています。こうした状況を鑑みれば、近い将来には「徴兵制」でさえ、現実のものになりかねません。

安倍首相は改憲について「自衛隊を書き込



東京新聞 2019年2月16日朝刊Web版

んでも何も変わらない」と繰り返し主張していますが、こうした発言や動きを見れば、「何も変わらない」どころか、9条改憲のねらいの一つが、「戦争する国」づくりに自治体を丸ごと協力させ、国民、とりわけ若者を戦場に駆り出すためのものであることはいっそう明白です。安倍政権のもとで安保法制＝戦争法や集団的自衛権行使容認が強行されるなかで、平和憲法遵守の立場からも地方自治体は、防衛省の「協力」強要に応えるべきではありません。

「二度と赤紙を配らない」

自治体労働組合のたたかい

わたしたち自治労連の組織の中心となっている自治体と自治体労働者の先輩たちは、戦前・戦中に国が侵略戦争を推進・遂行する体制の下部機構として、国家総動員体制を作りあげるための役割を担わされてきました。さらに、住民を兵士として戦場に駆り出すために少年を説得し、志願兵として戦場へ送り出すなどの役割も強制されてきたのです。そうした痛苦の反省から、自治体労働組合は、「二度と赤紙（召集令状）を配らない」のスローガンのもと、戦後一貫して戦争と戦争への協力を反対し、平和憲法と地方自治をいかす運動をすすめてきました。その立場からも、安倍首相と自民党による、地方自治否定の自衛官募集への「協力」強要に断固抗議するとともに、こうした圧力に対し、憲法尊重擁護義務のある自治体と自治体労働者は、絶対に従ってはならないと自治労連書記長談話（※注5）を通じて呼びかけています。

安倍首相は、5月3日の憲法記念日に開かれた改憲派の集会にビデオメッセージを寄せ、「2020年の新憲法施行したい」とあらためて

表明しました。さらに、今夏の参院選でも改憲を公約として掲げる意向を明らかにし、憲法審査会での改憲議論を促すなど、総理大臣という立場をわきまえない改憲への執念をあらわにしています。7月の参院選、場合によっては衆参ダブル選挙は、日本国憲法と日本の将来の岐路となる決戦の場となります。

自治労連のスローガン、そして平和憲法と地方自治を守りいかす運動の歴史をあらためて確認し、集団的自衛権行使容認の撤回と安保法制＝戦争法の廃止とともに、自治体と自治体労働者を再び「戦争する国」づくりに動員させる安倍9条改憲を断じて許さず、安倍政権そのものに終止符を打ち、安倍改憲の息の根を止めるたたかいに全力を尽くしていきましょう。

※注1…「都道府県」は「市区町村」の事実誤認

※注2…2019年2月16日「東京新聞」朝刊報道より

※注3…2019年3月18日「しんぶん赤旗」報道より

※注4…2019年4月25日「平和新聞」より

※注5…2019年2月20日付「戦争する国」づくりへ自治体を丸ごと協力させ、若者を戦場に駆り出す、安倍9条改憲を許さない（談話）談話は下記のアドレスから閲覧できます。

<https://www.jichiroren.jp/opinion/190220danwa/>